

タイ王国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート		外国人に対する場合又はAルートで嘱託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使又は総領事あて 一大使、総領事の管轄区域についてはVI) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、タイ語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通		1 嘱託書 (管轄裁判所あて—タイ語の訳文添付) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (タイ語の訳文添付) 2通 ※1
IV 費用	不 要		必 要 ※2
V 期間※3	3箇月		6箇月
VI 大使、総領事の管轄区域	在タイ日本国大使 在チェンマイ日本国総領事	在チェンマイ日本国総領事の管轄に属する地域を除く地域 チェンマイ県、ランパーン県、ランプーン県、チェンライ県、パヤオ県、メーホンソーン県、ナーン県、プレー県、ウタラディット県	

※1 管轄裁判所送達に際し、嘱託書及び送達文書については同じものを2通用意してください
(タイ王国側の要請)。

※2 タイへの管轄裁判所送達においては、翻訳証明費用と送達実施費用とが別々に請求されます。費用の振込みに当たっては、相手方口座への入金額に不足が生じないよう配慮してください。

※3 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。